

平成十八年十二月十九日受領
答弁第二二三三三号

内閣衆質一六五第二二三三号

平成十八年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管するワインの物品管理簿に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管するワインの物品管理簿に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の物品については、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等では、物品管理簿に取得価格を記入することが義務付けられているわけではなく、外務省では、物品管理簿に購入金額を記載又は記録しないこととしている。

二について

お尋ねの作成開始年月日については、外務省において確認できなかった。

四について

外務省としては、物品管理法等に基づき、物品管理簿の記載又は記録が適切に行われるよう引き続き努力していく考えである。